

つなげたい！古賀の生命

伝えたい！共に生きる力

生物多様性古賀戦略(骨子案)



古賀市

2026-2033

目次

I. 中間見直しの背景と基本的事項

1. 計画策定からこれまでの情勢変化
2. 中間見直しの背景と目的

II. 古賀を知る・感じる・考える

1. 生きものたちの「つながり」と「にぎわい」
2. 古賀を知ろう
3. 「生物多様性」に支えられる私たち
4. 「生物多様性」の豊かさをおびやかすものは？

III. 古賀の将来像を描く

1. 古賀の将来像
2. 戦略の期間と対象区域
3. 「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」を実現するために

IV. 古賀の将来像を描く

- Action1. 生物多様性を知る
- Action2. 生物多様性を守る
- Action3. 生物多様性を活かす
- Action4. 環を広げる

V. 戦略の推進に向けて

1. それぞれの役割と連携
2. 戦略の進行管理

コラム一覧

ワンヘルス/ネイチャーポジティブってなあに？

3つの多様性ってなあに？

世界や日本でどんなことが取り組まれてきたの？

もっと知りたい！世界を変えるための17の目標「SDGs」.....

環のまちをめざして・・・「ぐりんぐりん古賀」.....

古賀には自然や生きものを守るための活動がたくさん！

校歌の中には昔から親しまれている古賀の自然がいっぱい!?

高校生の想いを・・・「未来のうみ・まち・さと・やま」放課後ワークショップ

みんなで話すと発見がいっぱい！ワークショップ「みんなで話す 生物多様性古賀戦略」.....

たくさん「いきもの見つけ隊」！

ビオトープってなあに？

野生鳥獣との接し方.....

外来種ってなあに？

MY 行動宣言をしよう！

生物多様性に配慮したエコラベルを探そう！

事業者も参加！環境にやさしい活動

たくさんあるよ！自然と調和する文化と食

知ってる！？古賀の特産品.....

歩いてみよう！歩いてん道.....

「ぐりんぐりんフェスタ」は楽しいことも情報もいっぱい！



・・・このマークがコラムの目印です。

1. 計画策定からこれまでの情勢変化

(1)世界の動向

令和 4(2022)年にカナダのモントリオールで開催された COP15 第 2 部において、令和 12(2030) 年までの新たな目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

新枠組は、2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。2030 年グローバルターゲットには、日本が特に重視している 30by30 や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために 8 個の数値目標が盛り込まれました。

なお、その他の関連要素として、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
<p style="text-align: center;">2050年ゴール</p> <p>A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護</p> <p>B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)が評価・維持・強化</p> <p>C 遺伝資源、デジタル配列情報(DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献</p> <p>D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保</p>	<p style="text-align: center;">2030年ターゲット</p> <p>(1) 生物多様性への脅威を減らす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く 2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く 3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全 (30 by 30目標) 4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化 5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減 7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減 8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 <p>(2) 人々のニーズを満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献 11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化 12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進 <p>(3) ツールと解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> 14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民協定に統合することを確保 15. 事業者(ビジネス)が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる 16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立 18. 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする 22. 女性及び女兒、子ども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保 23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保
実施支援メカニズム及び実現条件 / 責任と透明性 (レビューメカニズム) / 広報・教育・啓発・取り込み	

出典：環境省(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/gbf/kmgbf.html>)より

(2)国の動向

1)生物多様性国家戦略

平成 22(2010)年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において採択された「愛知目標」が令和 2(2020)年に期限を迎えました。令和 4(2022)年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」をうけ、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を令和 5(2023)年に策定しました。この国家戦略では、「2030 年ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現を目標に掲げ、5 つの基本戦略が設定されています。

2)30 by 30・保護地域・自然共生サイト(O E C M)

30by30(サーティ・バイ・サーティ)とは、令和 12(2030)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。この目標を達成することにより、健全な生態系を回復させ、豊かな自然の恵みを取り戻し、持続可能な地域づくりなどに役立てることができると言われています。

30by30 の目標達成には、生物多様性の保全が図られている区域を拡充し、質を向上させる必要があります。このため、自然保護公園などの保護地域拡張のほか、民間の活動によって生物多様性の保全が図られている区域を、「自然共生サイト」として国が認定する制度が令和 5(2024)年に開始しています。自然共生サイトは、保護地域と重複しない箇所を OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)として、国際的なデータベースに登録されます。

2021年G7サミットで約束
2030年までに**国土の30%**以上を
自然環境エリアとして**保全**

— 30 by 30 —

- 保護地域（国立公園等）の更なる**拡充**・管理
- 保護地域**以外**の場所で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の認定（社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等）

OECM認定により期待される効果



OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

出典：環境省(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>)

3)地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(生物多様性促進法)

生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とし、地域における様々な主体が連携して行う活動を促進するため、令和5(2024)年4月19日に公布、令和6(2025)年4月1日に施行されました。自然共生サイト認定制度を土台とし、企業などの活動を促進するための認定制度や、手続きの簡素化などを定めています。

(自然共生サイトと新法の違い)

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

出典：環境省

(3)県の動向

1)福岡県ワンヘルス推進基本条例

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つと捉え、一体的に守っていくという考え方です。

福岡県では、令和2(2020)年12月、ワンヘルスの実践に関する条例として全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を、令和4(2022)年10月には、ワンヘルスの取組の実効性を確保するため、県や市町村、事業者、県民が担うべき責務などを定めた「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」を制定しました。

条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分担とともに、ワンヘルス実践のための6つの基本方針が定められています。



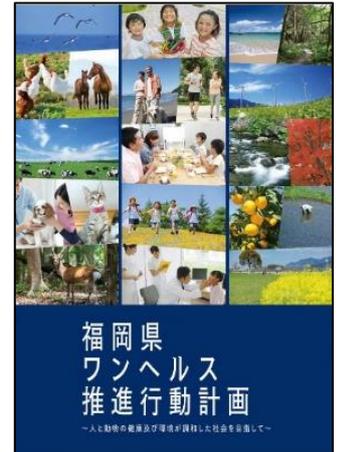
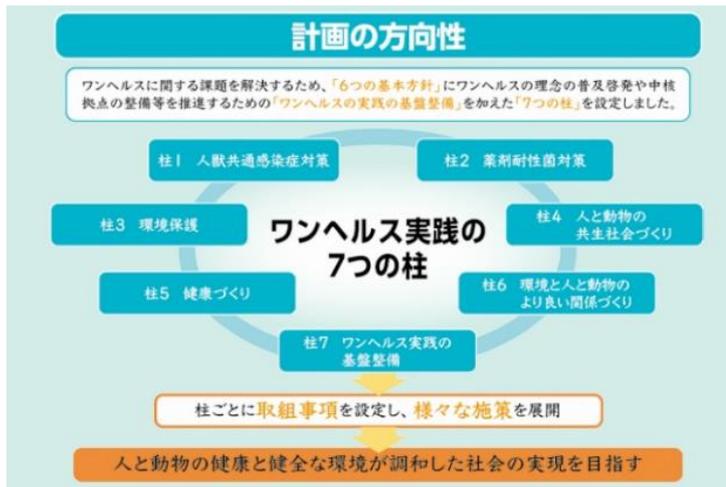
出典：福岡県「ワンヘルスリーフレット」より



2)福岡県ワンヘルス推進行動計画

ワンヘルスに関する課題を解決するために、福岡県ワンヘルス推進基本条例で定めた6つの基本方針にワンヘルスの理念の普及啓発や中核拠点の整備を推進する「ワンヘルス実践の基盤整備」を加え、7つの柱を設定し、人と動物の健康と健全な環境が調和した社会実現を推進することとしています。

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を期間としています。



出典：福岡県 (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health-fukuoka-keikaku.html>)

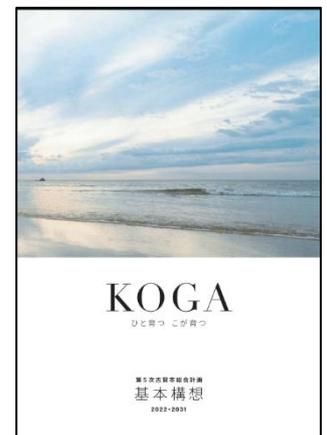
(4)市の動向

1)第5次古賀市総合計画

先人たちにより培われた古賀市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へ繋ぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する持続可能なまちをつくりあげるため、まちづくりの指針として策定しました。

「都市基盤と環境が調和し すべての人が快適で安心して暮らせるまち」を基本目標の1つに掲げ環境の保全と継承をめざします。

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度の10年間を期間としています。



2)古賀市ワンヘルス推進宣言

令和5年(2023)3月18日、古賀市は、関連する各分野が連携して、環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に、ワンヘルスの理念のもと取り組んでいく「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明しました。



3)第 3 次古賀市環境基本計画

「うみ・まち・さと・やまが調和しながら共に育つ環のまち こが」をめざす環境像として掲げ、「人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現」、「ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性(は一つ))の推進」の 2 つの共通テーマに設定し、5 つの環境分野ごとに目標と施策を示すとともに、都市基盤と豊かな環境が調和し、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちを次世代に引き継ぐことをめざします。

令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度の 10 年間を計画期間としています。





ワンヘルス/ネイチャーポジティブってなあに？

(1)ワンヘルスとは

ワンヘルス(One Health)とは、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうという考え方で、世界的にその取組が進められています。

人獣共通感染症、生物多様性の損失、地球温暖化といった人、動物、環境各分野にまたがる問題を解決するには、様々な分野の専門家、行政だけでなく、県民、企業、民間団体なども一緒になってワンヘルスを推進していくことが重要となります。



(2)ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブは日本語で「自然再興」と訳され、人間の社会・経済活動による生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを意味します。

令和4(2022)年12月にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12(2030)年までの新たな世界目標としてネイチャーポジティブが掲げられました。国は2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携した取組が必要と考えています。

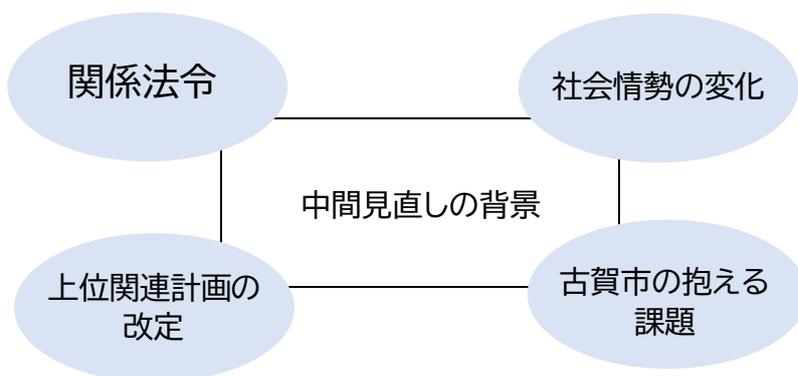
2. 中間見直しの背景と目的

(1) 中間見直しの背景

生物多様性古賀戦略は、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち～つなげたい！古賀の生命(いのち)伝えたい！共に生きる力～」をめざす将来像として掲げ、平成 31(2019)年 3 月に策定されました。

本計画は令和 15(2033)年までを計画期間としており、策定されてから今日まで社会動向の変化を受け中間見直しを行いました。

上位計画である古賀市環境基本計画の改定を踏まえ、策定後に表出した課題を精査するとともに、推進施策の取組状況を点検、評価を行い、今後の計画後半で効率的かつ重点的に施策に取り組むための施策整理を行います。



(2) 課題の整理

本市の自然環境の状況は、絶滅危惧種など希少な生きものが生息・生育する豊かな自然環境を有している一方で、人間活動などによって生物多様性や生きものの置かれている状況は、依然として厳しい状況にあり、以下のよう課題が残されています。

1) 外来生物や有害鳥獣の生息域拡大による生態系や生活環境、農業被害の懸念

特定外来生物の相談件数や捕獲頭数の増加に加え、分布域拡大、有害鳥獣の増加などによる農作物や生活環境などへの被害が増加しています。効果的な防除や駆除などの対策を進めていくとともに、外来生物が与える影響など正しい知識の普及啓発を図りながら、特定外来生物が侵入した場合は、早期防除に取り組んでいく必要があります。

2) 生物多様性の浸透不足

令和 6(2024)年度市民アンケートでの結果から、自然環境や生物多様性を守っていこうという意識をもつ市民が多い一方、環境保全活動に参加できている市民が少ないという結果が見られました。

生物多様性の浸透を図るためには、自然観察会など自然と触れ合う機会の創出やワークショップや市民団体意見交換会など生物多様性の保全をしていく人の人材育成など、事業の積み重ねや充実が、浸透に繋がってい

くものと考えており、より一層の生物多様性への理解を広める普及啓発や各施策の充実が必要です。

3) 生息・生育状況の情報不足

市内に生息・生育する動植物の情報や自然の豊かさを評価するだけの情報が不足していることから、情報の蓄積を図り自然環境の現状や経年変化を把握します。

また、特定外来生物の防除対策を行うための分布状況などの把握、地球温暖化が原因とみられる様々な生態系への影響を把握することも必要です。

4) 各主体との連携や保全活動の人材の不足

自然保護・保全活動団体は高齢化や担い手不足など、人材面での課題が顕在化しているため、市民団体や事業者と協働による啓発事業の充実・拡大を図っていくなど、各主体との連携を広げていく必要があります。

(3) 中間見直しの方針

- 1) 社会情勢の変化を受け、ワンヘルス、ネイチャーポジティブの観点を各施策に加えていきます。
- 2) 上記の課題や取り組み状況の結果を踏まえ、取り組み内容を整理していきます。

生物多様性古賀戦略の取組体系

行動目標	方針	具体的な取組
Action 1. 生物多様性を知る	(1) 調査分析・情報提供	古賀に生息・生育する生きものの把握
		生きものに関する情報を共有する仕組みづくり
	(2) 自然や生きものとふれあう場の充実	森林レクリエーションの場づくり
		農とふれあう場づくり
		食を通じた自然の大切さの理解促進
		生きものとふれあう水辺の充実
		生きものとふれあう公園の充実
	(3) 環境教育・学習の推進	生きものとふれあうビオトープの充実
		生物多様性に関する普及啓発
		生物多様性に関する講座や体験学習の推進
Action 2. 生物多様性を守る	(1) 重要地域と希少生物の保護・保全	学校における環境教育の推進
		古賀の生きもの紹介
	(2) 山から海までのつながりを意識した生態系の保全・再生	重要地域の保護・保全
		希少生物の保護・保全
		森林の保全・再生
		農地の保全・再生
		ため池の保全・再生
	(3) 外来種への対策と野生鳥獣による被害の防止	河川の保全・再生
		海岸の保全・再生
		外来種に関する情報収集と対策の検討
		侵略的外来種・特定外来生物への対策
	(4) 環境に配慮した行動の推進	外来種に関する知識の普及啓発
		野生鳥獣被害への対策
		野生鳥獣被害防止のための啓発
		生物多様性に配慮した行動の啓発
		環境に配慮した商品の普及啓発
		公共施設での取組のPRを通じた地球温暖化対策の推進
	(5) 自然と調和する伝統的な文化や知恵の継承	ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止
		環境にやさしい事業者・事業活動の促進
生物多様性に支えられる文化の継承		
Action 3. 生物多様性を活かす	(1) 自然を活かした暮らしの推進	生物多様性に支えられる食の継承
		地産地消の推進
		県産木材の活用
	(2) 魅力ある地域づくりへの活用	自然エネルギーの普及
		豊かな自然を活かした観光の振興
		生物多様性の恵みを活かした特産品づくり
Action 4. 環を広げる	(1) 活動主体の支援	歩いてん道の普及・活用
		多様な主体による保全活動や美化活動の支援
	(2) 連携の仕組みづくり	NPOなどの団体からの提案による保全活動事業の実施
		多様な主体の情報交換・活動発表の場づくり
		多様な主体が連携する事業の促進
		人材活用の機会づくり